

＊対象者：障がい福祉サービスを利用している64歳の方＊

☆介護保険移行フローチャート☆（障がいのあるご本人・ご家族・後見人等）



こんな生活をしたい!こんなことをしたい!

☆時期☆



☆障がいのある本人・家族・後見人等☆



64歳になったら

介護保険
利用のイ
メージをし
ていく時期

- ☐ 支援者と介護保険について、どこの地域包括支援センターに相談に行けばよいかわ確認しましょう。
- ☐ 今、利用している福祉サービスを確認しましょう。
- ☐ 介護保険利用にあたり、費用負担があることを知っておきましょう。
- ☐ 主治医を確認しておきましょう。主治医がいなければ、探しておきましょう。＊どうやって探す?→内科・整形外科・精神科等行ったことがある医療機関へ、まず相談してみましょう。
- ☐ 本人の情報を地域包括支援センターに伝える準備をしていきましょう。(参考として、あんしんノートなどを活用もひとつの手段)

＊あんしんノートは、<https://yamato-n-hp.normanet.ne.jp/sp/content/2022-12-07-anshin-note.pdf>参照



支援者:
地域包括支援センター:
今、利用しているサービス:

64歳6カ月(65歳の6カ月前～)

介護保険
の説明・面
談時期

- ☐ 地域包括支援センターにて面談
- ☐ どのような流れで介護保険サービスが利用できるのか確認
- ☐ 介護保険サービスが利用開始するまでどのくらいの期間かかるのか確認
- ☐ 支援者と一緒に別紙『2か月前～チェックリスト』を作成してみましょう。

主治医:
地域包括支援センター
担当者:

64歳10か月(原則2カ月前)～

介護保険
申請時期
※一番
忙しい
時期

- ☐ 介護保険を利用すると、①新たに利用できるサービスは何か、②継続できる障害福祉サービスは何か、をケアマネージャーと支援者に確認してみましょう。
- ☐ 介護保険申請※原則65歳になる2カ月前から申請可能
- ☐ 認定調査
- ☐ 障害特性など介護保険に引き継ぐ情報をまとめる。(あんしんノートの活用含む)
- ☐ 1ヶ月前
- ☐ 介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を確認してみましょう。
- ＊必要な方は、年金について変更がないか保険年金課 046-260-5116 に確認してみましょう。

①障害福祉サービス:
②介護保険サービス:

介護認定が出て介護保険
サービスを利用する

介護認定が出ても
介護保険サービスは
利用しない

介護認定
非該当

要介護の方は、担当ケアマネに
要支援の方は、地域包括に
引継ぎ

障害福祉サービス継続利用可能な場合
更新申請を行い、受給者証の更新

65歳
誕生日

これからが始まり!